

家庭用ガス暖房プラン定義書
(ホットほっと)

2019年10月1日実施

京葉ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義.....	1
2. 適用条件.....	2
3. 契約の締結等.....	2
4. 料 金.....	3
5. 割引制度.....	3
6. 契約の解約.....	5
7. 精 算.....	6
8. 設置確認.....	6
9. その他.....	7
付 則.....	8
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法.....	9
[別表2] 料金表1.....	10
[別表3] 料金表2.....	12

家庭用ガス暖房プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガス暖房機器」（以下「暖房機器」といいます。）とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、住宅の居室において暖房を行う機能を有する燃焼機器、または温水を循環させる機能を有する熱源機により供給した温水を利用して住宅の居室において暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「厨房機器」とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、住宅の居室に設置してあるコンロ等の熱調理器をいいます。
- (3) 「給湯機器」とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、住宅の居室に給湯を行う給湯器、または住宅の浴室に設置された浴槽に貯槽した水を沸かす機能を有する風呂釜等をいいます。
- (4) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上であり、住宅の居室に給湯を行う給湯器をいいます。
- (5) 「乾燥機器」とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、衣類、または住宅の浴室の乾燥を行う機器をいいます。
- (6) 「ミスト発生器」とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用する熱源機から供給される温水を住宅の浴室で噴霧する機器であって、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して住宅の浴室の暖房乾燥を行う機器（以下「ガス浴室暖房乾燥機」といいます。）と一体型のもの、またはガス浴室暖房乾燥機とともに住宅の浴室に設置されているものをいいます。
- (7) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (8) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有

するものをいいます。

- (9)「冬期」とは12月検針分から4月検針分までをいい、「その他期」とは5月検針分から11月検針分までをいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 住宅において、居室で暖房機器を使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) この定義書にもとづく契約を3(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)まで(以下「最低利用期間」といいます。)、契約を継続すること。

3. 契約の締結等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあ

ります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（（５）において同じ。）

（５）当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

（６）当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

（７）お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（付帯型を除きます。）、または一般ガス供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

4. 料 金

（１）当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

（２）当社は、料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（３）料金は、（４）に定める支払期日までにお支払いいただきます。

（４）支払期日は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。ただし、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して３０日目が、休日（日曜日、銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日および５月１日、１２月３０日）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

5. 割引制度

（１）この定義書が適用されているお客さまで、厨房機器・給湯機器・定格給湯能力が６０号以下の高効率給湯器・乾燥機器・ミスト発生器のいずれか、または複数、もしくは全部をご使用いただいている場合には、そのご使用いただいている機器の組み合わせにより以下に定める割引種別のうち、適用条

件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申し込み方法により割引制度適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第1種割引（まる割）

適用条件 厨房機器、および給湯機器をご使用の場合

第2種割引（まる割ドライ）

適用条件 厨房機器、および給湯機器、および乾燥機器をご使用の場合

第3種割引（まる割ミスト）

適用条件 厨房機器、および給湯機器、および乾燥機器、およびミスト発生器をご使用の場合

第4種割引（エコ割）

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器をご使用の場合

第5種割引（エコまる割）

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器、および厨房機器をご使用の場合

第6種割引（エコまる割ドライ）

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器、および厨房機器、および乾燥機器をご使用の場合

第7種割引（エコまる割ミスト）

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器、および厨房機器、および乾燥機器、およびミスト発生器をご使用の場合

(2) 当社は、原則として当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日に先立って行われた場合には、使用開始日から割引制度を適用いたします。

(3) 割引制度の適用期間は、この定義書にもとづく契約と同一とし、この定義書にもとづく契約が適用期間後も継続される場合には割引制度も継続されるものといたします。なお、この定義書にもとづく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。

- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、第1種割引は別表3(1)を、第2種割引は別表3(2)を、第3種割引は別表3(3)を、第4種割引は別表3(4)を、第5種割引は別表3(5)を、第6種割引は別表3(6)を、第7種割引は別表3(7)を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度を適用されているお客さまが、割引種別の変更を希望される場合は、(1)の定めによるものといたします。当社は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から変更した割引種別を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。
- (6) お客さまが、割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。
- (7) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)を満たさなくなった場合を含みます。)は、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) (6)(7)による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降の最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着した日をもって割引制度の適用を終了いたします。

6. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし3(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。((2)において同じ。)
- (2) お客さまに契約違反があった場合(2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同

一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に一般ガス供給約款、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合（3（4）（5）により、契約の締結に制限を受ける場合があります。）は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

7. 精 算

- （1）すでにこの定義書を適用のお客さまで、2に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。
- （2）すでに5に定める割引制度を適用のお客さまで、5（1）に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、適用条件を満たす割引種別を適用した場合の料金、または適用条件を満たす割引種別がない場合は5に定める割引制度の適用がない場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

8. 設置確認

- （1）当社は、暖房機器の設置の有無等、2、または5に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書にもとづく契約を解約し、契約終了日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- （2）暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、暖房機器を取り外した場合は、この定義書にもとづく契約を解約したものとみなし、6の規定にもとづきこの定義書にもとづく契約を解約いたします。
- （3）5に定める割引制度を適用のお客さまが、厨房機器・給湯機器・定格給

湯能力が60号以下の高効率給湯器・乾燥機器・ミスト発生器のいずれか、または複数、もしくは全部を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、取り外した機器により割引種別の変更、または割引制度の適用終了の申し出があったとみなし、5の規定にもとづき割引種別の変更、または割引制度適用を終了いたします。

9. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施日以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

3. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧ガス料金プラン定義書の適用があり、2019年10月1日以降この定義書が適用されるお客さまについて2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧ガス料金プラン定義書に基づき料金を算定するものといたします。

[別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものとしたします。ただし、5に定める割引制度の適用がなされていない、または(3)で算定した割引額が0円の場合は、料金は、割引前料金額としたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 割引額は、割引前料金額に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものとしたします。ただし、割引額算定の結果が別表3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一としたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円としたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (5) 小売約款18(3)①から⑤の規定により料金を日割計算により算定する場合、割引上限額については次の算式により算定いたします。

(算式)

日割計算後割引上限額

$$= \text{別表3の割引上限額} \times \text{日割計算日数} / 30 \text{ (1円未満の端数切り上げ)}$$

[別表2] 料金表1

(1) 適用区分

- 料金表A その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B その他期の使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C その他期の使用量が100立方メートルをこえる場合に適用いたします。
- 料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 冬期の使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期の使用量が50立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	815.10円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.81円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,324.40円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	144.35円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,939.30円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	138.20円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	815.10円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.81円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,324.40円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	144.35円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,947.00円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	131.90円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

[別表3] 料金表2

(1) 第1種割引（まる割）

①割引率

割引率	5パーセント
-----	--------

②割引上限額（消費税等相当額を含みます）

割引上限額（1か月につき）	1,048円
---------------	--------

(2) 第2種割引（まる割ドライ）

①割引率

割引率	6パーセント
-----	--------

②割引上限額（消費税等相当額を含みます）

割引上限額（1か月につき）	1,571円
---------------	--------

(3) 第3種割引（まる割ミスト）

①割引率

割引率	7パーセント
-----	--------

②割引上限額（消費税等相当額を含みます）

割引上限額（1か月につき）	2,095円
---------------	--------

(4) 第4種割引 (エコ割)

①割引率

割引率	3パーセント
-----	--------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます)

割引上限額 (1か月につき)	1,048円
----------------	--------

(5) 第5種割引 (エコまる割)

①割引率

割引率	8パーセント
-----	--------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます)

割引上限額 (1か月につき)	2,095円
----------------	--------

(6) 第6種割引 (エコまる割ドライ)

①割引率

割引率	9パーセント
-----	--------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます)

割引上限額 (1か月につき)	2,619円
----------------	--------

(7) 第7種割引 (エコまる割ミスト)

①割引率

割引率	10パーセント
-----	---------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます)

割引上限額 (1か月につき)	3,143円
----------------	--------